

令和8年度 神戸市立井吹台中学校 いじめ防止基本方針

(令和8年4月1日改定)

はじめに

本校は、校訓を「時を守り 場を清め 礼を正す」と掲げ、教育努力目標として「1. 自ら学ぶ力を育む、2. 豊かな心を育む」と定めている。平成5年4月1日の開校以来、自らの行動を、自ら考え、判断するという崇高な理想の下、すべての教育活動を通して、その実現に向けて取り組んでいる。さらに、安全で安心な学校を目指すとともに、毎年、学校スローガン、学年目標、学級目標を設定して一人一人を大切に作る学校づくりを全校生徒及び教職員で目指していきたい。

この目的を実現するため、「いじめは、学校内外を問わず、誰にでも起こる可能性がある」という認識を強く持ち、本校の生徒が、心豊かで元気に明るく学校生活を送れるような環境の醸成に努め、いじめを許さない学校を築いていこうと「神戸市立井吹台中学校 いじめ防止基本方針」をここに策定した。本校におけるいじめ防止のための基本姿勢は、

○神戸市いじめ指導三原則「**するを許さず されるを責めず 第三者なし**」を核とした指導を行う。

○「いじめのない明るい学校づくり宣言」(平成25年7月31日 神戸市中学生議会)

一、私たちは「いじめを許さない心」をもちます。

一、私たちは「いじめに立ちむかう心」をもちます。

一、私たちは「互いにみとめる心」をもちます。

一、私たちは「互いに助け合うやさしい心」をもちます。

○全校生徒はもとより、全教職員・保護者及び地域の人権感覚を磨く。

○いじめを未然に防ぐために、生徒間の信頼関係を深め、融和的な人間関係を構築する。また、生徒及び保護者と教師の間に信頼関係を築き、生徒の心の変化に即応できる環境を築いていく。

○いじめの早期発見に努め、適切かつ迅速な指導を行い、いじめ問題の早期解決に向けて全教職員で取り組む。

○いじめの問題について、保護者や地域、さらに関係機関との連携を図り、いじめの解消に取り組む。
以上、6つのポイントに重点を置いて、いじめの問題に対処していく。

1 いじめとは

定義；児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、いじめを訴えてきた生徒の立場に立ち、このいじめの定義に関わらず、その訴えを真摯に受けとめ、当該生徒を守る立場に立って事実関係を確認し、対応を考える。

2 本校教職員の姿勢

① 生徒一人一人にとって、自分の居場所を感じられるような学年・学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。

② 分かる授業を推進し、各種行事等を通じて生徒が自己実現を図り、自尊心を高められるように努める。

③ 他者への思いやりの心や生命の尊さ等を育む道徳教育や人権学習の充実に努める。

③ 「いじめは絶対に許さない！」という強い信念の下、全教職員が心一つにして、あらゆる教育活動の場面で生徒に対して訴えかけ、規律ある行動で示していく。

⑤ 生徒一人一人の表情や行動・心の変化に気づく鋭敏な感覚を持つように努める。

⑥ 生徒や保護者からの話に親身になって聴く姿勢を持つ。

⑦ いじめの構造やいじめ問題の対処等について、理解を深め、日々研修に努める。また、自己の人権感覚を磨き、自らの言動にも十分配慮する。

- ⑧ いじめ問題が発見された場合、管理職への報告はもちろんのこと、学年や部活動顧問を含めて、全教職員で問題解決へ向けて、組織的に対応する。

3 校内体制について

- (1) 神戸市立井吹台中学校「いじめ対策委員会」を設置する。

構成は、校長、教頭、関係教員、生徒指導部長、学年総務、学年生徒指導係、養護教諭、特別支援コーディネーター、校内サポートルーム担当、教務部長、スクールカウンセラーとする。
※必要に応じて、関係機関との連携を積極的に行う。

- (2) いじめ対策委員会の役割

- ① 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、生徒及び保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ② いじめについての相談があった場合、学級担任をはじめ、該当生徒にとって最も安心できる教職員が事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議して取り組む。ただし、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取扱いに十分注意する。
- ③ 本校のいじめ対策についての取組の分析・検証を行い、改善に取り組む。

4 いじめを未然に防止するために

- (1) 生徒に対して

- ① 本校の校訓である「時を守り 場を清め 礼を正す」の理念に基づき、生徒一人一人が自他共に認められ、心通う学級集団の一員としての存在価値が自覚できるような学級づくりに取り組む。また、学級や学校のルールやマナー・秩序を守るなど規範意識の確立、遵法精神の養成に努める。
- ② 分かる授業を推進し、基礎・基本の定着を図り、学習への意欲を高めていく。
- ③ 思いやりの心や慈しみの心を育て、生徒一人一人がかけがえのない存在であることを自覚し、生命の尊さを道徳教育や人権学習、学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ④ 「いじめは絶対に許さない！」という強い決意を、すべての生徒が持つよう、全教育活動の中で指導する。
- ⑤ 「いじめに第三者なし」と言われるように、いじめの事実に対して目を背けることは、いじめを認め、助長することになる。いじめではないかと思われる場合は、速やかに教職員に連絡するよう指導する。また、当該生徒に対して、注意喚起することの大切さや勇気ある言動が、いじめに対する自己の強い意思表示であることを意識させたい。その際、異変を感じて教職員に相談することは、決して悪いことではないという指導も付け加えておく。

- (2) 学校全体として

- ① 全教育活動において、「いじめは絶対に許さない！」という姿勢で取り組み、その土壌を形成していく。
- ② いじめに関するアンケート調査を学期に1回以上実施し、その結果から生徒の人間関係等を把握し、全教職員で共通理解を図る。
- ③ いじめチェックリストを活用し、学級担任を中心に生徒の状況を分析し、教科担当教員や養護教諭、部活動顧問等と連携し、経過観察を行う。
- ④ スクールカウンセラーや養護教諭、時には小学校教職員とも情報交換を行い、教育相談の体制を整え、全教職員が一丸となって生徒の心のケアに当たる。
- ⑤ いじめに関する校内研修を行い、いじめについて本校教職員の理解と実践力を深める。
- ⑥ 生徒会活動を中心に、生徒が自主的にいじめ撲滅を目指す取組を進める。
- ⑦ いつでも、誰にでも相談できる生徒と教職員の信頼関係の構築に努める。

(3) 保護者・地域に対して

- ① 保護者は日頃から子どもたちの規範意識を養うため、いじめ問題等についても日常の生活体験を通して、決して許されるものではないということを丁寧に指導する必要があることを伝える。
- ② 生徒が発する心のサインに気づいたら、速やかに学校に相談することの大切さを伝える。
- ③ いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を図ることが大切であることを学年保護者会やホームページ、学校運営協議会、地域での会合等で伝えて、理解と協力を得る。

5 いじめの早期発見について

- ① 教育相談旬間を定期考査前に設定し、学級担任が生徒の悩み等を相談できる時間を確保する。
- ② 生活ノート等を活用し、生徒と学級担任が安心して心を開いて相談できる関係づくりに努め、保護者との情報共有にも活用する。
- ③ 教職員が休み時間等を利用して積極的にチャンスカウンセリングを行い、日頃の生徒の人間関係等を観察する。
- ④ 職員会議や学年打ち合わせ、職員朝集等を活用して、気になる生徒についての情報共有を行い、全教職員で当該生徒を見守る体制をつくる。
- ⑤ 気になる生徒には積極的に声かけを行い、安堵感を持たせ、教育相談の機会をうかがう。
- ⑥ アンケート調査等を活用し、生徒間の人間関係や学校生活の悩み等、生徒の実態把握に努め、力を合わせて共に問題解決に取り組む姿勢を前面に出し、生徒・保護者との信頼関係を深める。

6 いじめの早期対応について

- ① いじめに限らず、どんな小さなことでも困ったことや悩んでいることがあれば、いつでも誰でも相談できる雰囲気醸成し、一人で問題を抱え込むことがないように生徒に伝えていく。
- ② いじめられている生徒や保護者の声に耳を傾け、親身になって相談に乗る。当該生徒の悩みや苦しみを真摯に受け止め、支援するとともに、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ③ いじめに関する相談を受けた教職員は、直ちに管理職に報告するとともに、いじめ対策委員会等、校内で情報を共有し、『報告・連絡・相談』を確実にを行うことを確認する。
- ④ 学校として組織的な体制で取り組み、状況確認・事実関係の把握を行う。
- ⑤ 事実関係を正確に当該生徒の保護者に報告し、学校と家庭が連携して問題解決に努める。
- ⑥ いじめを受けた生徒・保護者への心のケアを行うとともに、いじめを行った生徒・保護者への指導と支援を継続的に行う。また、第三者たる一般生徒への指導・経過観察も継続的に行う。
- ⑦ 状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター、こども家庭センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とも連携して対処する。

7 特別な支援を必要とする生徒への配慮

- ① 特別支援学級に在籍する生徒、あるいは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応には十分配慮する。また、生徒間理解を深め、人権尊重の教育を推進していくためにも、特別支援学級と通常の学級との交流事業を活発に行う。
- ② 特別な支援を要する生徒がいじめを受けることなく、充実した学校生活を送れるよう、正しい理解を深めていくための研修や、学校として必要な対応ができるような体制を整える。

8 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ① パソコンや携帯電話・スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、家庭の理解と協力を依頼する。
- ② インターネットやソーシャルメディアの危険性について、最新の情報に基づき生徒・保護者に啓発していく。
- ③ 情報モラル教室に対して、積極的に取り組み、少年サポートセンターをはじめ、各種関係機関と

連携を図る。

- ④ インターネットやソーシャルメディアを利用したいじめを認知した場合は、速やかに、書き込みや画像の削除等を依頼し、迅速な対応を図る。事案によっては所轄警察署や法務局人権擁護機関等の関係機関と連携を図り対処する。

9 保護者・地域との連携

- ① 保護者と連携するとともに、学校運営協議会や青少年育成協議会等を活用し、日頃の生徒の学校での様子を観察しながら、「朝のあいさつ運動」「花一輪運動」等に取り組む。
- ② 小学校、ふれあいのまちづくり協議会や青少年育成協議会と連携し、地域内での生徒の生活を観察しながら、情報交換を行う。
- ③ 地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

10 関係機関との連携

- ① インターネットやソーシャルメディアの危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に推進させるため、少年サポートセンター等、関係機関との連携を図る。
- ② 犯罪行為等が認められるときには、所轄警察署や少年サポートセンター、法務局人権擁護機関等と連携して対応する。
- ③ その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合等には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめ、幅広く様々な関係機関との連携を積極的に行う。

11 いじめ事案の対処について

- ① 人権に配慮しながら、事実関係を確認し、指導の過程を記録する。
- ② 保護者に対して、事実を報告・説明するとともに、今後、二度と起こることがないように、学校としての体制づくりに努める。
- ③ いじめられた生徒を守るために、全教職員で情報の共有を図り、問題解決に向けて組織的・継続的に支援を行うことで、いじめられた生徒が安心して登校できる環境を作る。
- ④ いじめた生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない！」という毅然とした態度で指導に臨み、相手の生徒・保護者の思いや自分の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない気持ちを持たせる。
- ⑤ いじめに関する事実関係・指導の過程を教育委員会事務局に報告する。

12 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した際は、速やかに教育委員会事務局に報告する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。
- ③ いじめを受けた生徒・保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

13 その他

- ① 年度ごとの取組について、生徒・保護者・地域代表者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果については公表し、次年度の取組の改善に役立てる。
- ② この基本方針は、本校の状況に応じて、神戸市立井吹台中学校「いじめ対策委員会」において、点検及び見直しを検討し、適宜、改訂を行う。